

令和7年度第11回
東京都私立学校審議会
会議録（第857回）

令和8年3月16日（月）
都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後 3 時 00 分開会

○近藤会長 ただいまから令和 7 年度第 11 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○瀬戸私学行政課長 本日は、委員 20 名のうち、18 名の委員に御出席いただいております。

当審議会運営細則第 6 条が定める本会の定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

それでは、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○井上私学部長 本日、諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります 8 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 7 条第 1 項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和 8 年 3 月 16 日付、東京都知事、小池百合子

記、1、一橋学院早慶外語の収容定員に係る学則変更認可について（新宿区）、ほか 7 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 4 件と新たに諮問される案件 8 件の計 12 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○瀬戸私学行政課長 本日議題となっております議案第 1 号から第 12 号までの全ての議案につきましては、各部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、順次、審議することといたします。

初めに、専修学校についての案件でございます。

議案第 1 号は、医学アカデミー薬学専修学校市ヶ谷校の設置認可についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の平野委員から調査結果につきまして説明を願います。

○平野委員 それでは、議案第 1 号につきまして、御説明いたします。

本案件は、医学アカデミー薬学専修学校市ヶ谷校の設置認可についてでございます。

令和 8 年 3 月 3 日に加茂川主査、東京都私学部職員と私で、新宿区職員同席の下、第一部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人医学アカデミーから学校設置の目的、趣旨などについてお聞き

し、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望として、次の5点を伝えてまいりました。

1つ目は、認可校としての適切な学校運営等についてです。

専修学校制度の趣旨を踏まえ、認可校としての社会的信頼を高めるよう、十分に配慮していただきたいこと。

そのため、学校教育法、専修学校設置基準等の法令を遵守するとともに、生徒の確保を適切かつ着実にいき、継続的・安定的に学校が運営できるように努めていただきたいこと。

また、法人本部が埼玉県に所在することから、認可内容等に変更が生じる際には、それぞれの所轄庁と十分に協議を行っていただきたいこと。

2つ目は、無認可校との差別化についてです。

生徒及び保護者の立場に立って、無認可校との混同が生じることのないよう、教育内容の明確化及び適切な広報活動を行い、生徒とのトラブルを避けていただきたいこと。

3つ目は、教育水準のさらなる向上についてです。

学校の永続性の観点から、将来を見据え、教員体制やカリキュラムを充実させる等、これまでの学校運営の経験で培った教育システム等を発展させ、教育水準のさらなる向上に努められたいこと。

4つ目は、生徒のメンタルケアについてです。

国家試験合格支援を通して、薬剤師養成に関わる学校であること、また、生徒の置かれた環境や心理状況を踏まえ、学習相談のみならず、生徒のメンタルケアも十分に行えるよう、面談環境の充実を図っていただきたいこと。

また、生徒の自己学習やコミュニケーションのためのスペースの確保に努めていただきたいこと。

5つ目は、マンションの住民等との関係についてです。

校舎がマンションの1階、2階にあるため、マンションの住民及び近隣住民とのトラブルがないよう、地域との良好な関係を保っていただくとともに、生徒の安全確保に十分に配慮していただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題ないかと思えます。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○瀬戸私学行政課長 それでは、議案第1号につきまして、御説明いたします。

本案件は、学校法人医学アカデミーから申請がありました、医学アカデミー薬学専修学校市ヶ谷校の設置認可でございます。

本案件は、学校の新規設置ですが、既存の建物の活用により基準を満たす校舎があることから、1段階の審査をとるものです。

それでは、設置要項に基づきまして御説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は学校教育法及び私立学校法の規定に基づき、学力の充実に関する専門知識及び理論を習得させ、薬剤師国家試験合格を目指すことを目的とする」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から要項4に記載のとおりでございます。

開設の時期は、令和8年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持方法は、要項6に記載のとおりでございます。

設置者は学校法人医学アカデミーで、理事長は穂坂邦夫氏、校長は木暮喜久子氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項9に記載のとおり、文化・教養一般課程薬剤師養成科を設置し、修業年限は1年、入学定員及び総定員は160名となっております。

主要教科名は、要項10に記載のとおりでございます。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、それぞれ要項11から要項14に記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び要項16に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しております。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、各種学校についての案件でございます。

議案第2号は、一橋学院早慶外語の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第2号、一橋学院早慶外語の収容定員に係る学則変更認可について御説明いたします。

一橋学院早慶外語は、各種学校として、昭和28年11月16日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、収容定員の減少に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして御説明いたします。

学校の名称は、要項1に記載のとおり「一橋学院早慶外語」から「一橋学院メディカル

コネクト」へ変更いたします。

学校の位置は、要項 2 に記載のとおりです。

変更の時期は、令和 8 年 4 月 1 日を予定しております。

変更の理由は、国立受験科及び私立受験科を廃止するためでございます。

設置者は学校法人東京国際大学で、理事長は倉田信靖氏、校長は金子聡氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項 7 に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項 8 に記載のとおりで、国立受験科（午前部）、私立受験科（午前部）、私立受験科（午後部）を廃止し、医学部受験科を 20 名から 80 名へ増員します。

これにより、総定員は 600 名から 80 名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項 9 から要項 11 に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には、各種学校の認可年月日及び法人が設置する学校について記載しておりますので、参考に御覧ください。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

（委員了承）

○近藤会長 それでは、議案第 2 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第 3 号は、日本クッキングスクールの廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは議案第 3 号、日本クッキングスクールの廃止認可について御説明いたします。

日本クッキングスクールは、昭和 28 年 12 月 15 日に各種学校の認可を受けた学校ですが、このたび、廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項 1 及び要項 2 に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、学校運営の継続が困難となったためです。

設置者は萬田勇助氏で、設置者代理及び校長は須田享子氏です。

生徒の処置については、要項 7 に記載のとおり、長期にわたり在校生はおりません。

教職員の処置については、要項 8 に記載のとおり、長期にわたり教職員はおりません。

指導要録等については、要項 9 に記載のとおり、不存在となっております。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者代理において処置します。
備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園についての案件でございます。

議案第4号は、学校法人コマクサ学園の寄附行為認可について。

第5号は、コマクサ幼稚園の設置者変更認可について。

議案第6号は、コマクサ幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

本件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第二部会の内野委員から調査結果につきまして説明を願います。

○内野委員 それでは、議案第4号、第5号及び第6号につきまして御説明いたします。

本案件は、学校法人を設立し、稲城市所在のコマクサ幼稚園の設置者を須恵剣氏から学校法人コマクサ学園へ変更するとともに、同幼稚園の収容定員を変更するものでございます。

去る2月26日、野上委員、私学部及び稲城市の担当職員と私とで部会調査を実施いたしました。

コマクサ幼稚園は、昭和38年の設置認可以来、60年以上にわたり、地域に根差した幼稚園として住民に受け入れられてきました。

教育方針については、幼児一人一人の発達段階と個性を尊重し、健やかな心身の成長と豊かな人間性の育成を大事にしていると伺いました。

また、園舎、運動場等の施設設備についても設置基準を充足しておりました。

調査結果については、以上のとおりでございますが、その際、3点の要望をいたしました。

1つ目は、学校法人として、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法等の教育関係法令を遵守し、また、学校法人の定める寄附行為及び園則に基づき、適正かつ安定的な法人運営、学校運営に努めていただきたいこと。

2つ目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、貴園の教育の特色を大切にされた教育内容のさらなる向上に尽力いただきたいこと。

3つ目は、幼稚園の施設設備については、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図っていただきたいことを要望いたしました。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なからうと思えます。

なお、詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○瀬戸私学行政課長 それでは、議案第4号、5号、6号について御説明申し上げます。

これは、稲城市所在のコマクサ幼稚園の設置者を須恵剣氏から学校法人コマクサ学園に変更するものでございます。

要項に基づきまして、初めに、学校法人コマクサ学園の寄附行為認可について御説明いたします。

議案第4号「学校法人コマクサ学園設立要項」を御覧ください。

名称は「学校法人コマクサ学園」で、事務所の所在地及び目的は、それぞれ要項2及び要項3に記載のとおりでございます。

設置する幼稚園名は「コマクサ幼稚園」でございます。

役員及び評議員につきましては、私立学校法に定める資格及び構成に適合しております。

資産等につきましては、要項7から要項9に記載のとおりでして、学校法人化の要件を満たしております。

続きまして、議案第5号、6号「コマクサ幼稚園設置者変更及び収容定員に係る園則変更要項」を御覧ください。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から要項3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和8年4月1日を予定しております。

変更の理由は、教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高めるため、学校法人コマクサ学園を設立するとともに、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

新設置者は学校法人コマクサ学園、設立代表者は須恵剣氏、園長は藤野由実氏でございます。

収容定員及び学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の10学級320名を7学級140名にするものでございます。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりでございます。

また、要項10にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第4号、5号、6号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第4号から議案第6号までにつきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第7号は、樫の木幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第7号、樫の木幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりです。

変更の時期は、4月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、実員に合わせて収容定員を変更するものでございますが、この背景として、園舎を改築し、令和9年度から幼稚園型認定こども園として運営することを目指し、面積基準への適合を図るものです。

設置者は学校法人深澤学園、園長は池野祐子氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の4学級105名を4学級70名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から要項10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第7号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第8号は、城山みどり幼稚園の廃止認可についてでございます。

事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第8号、城山みどり幼稚園の廃止認可について御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、令和8年4月1日を予定しております。

廃止の理由でございますが、要項4に記載のとおり、本園は、幼保連携型認定こども園としての認可を受け、令和8年4月1日に開園する予定であることから、幼稚園としての廃止認可を行うものでございます。

設置者は学校法人石川キンダー学園、園長は石川典子氏でございます。

園児の処置でございますが、認可予定の幼保連携型認定こども園において、引き続き、教育・保育を実施する予定です。

教職員の処置でございますが、認可予定の幼保連携型認定こども園に転籍、または退職いたします。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項9から要項11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第8号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第9号は、みころも幼稚園の廃止認可でございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第9号、みころも幼稚園の廃止認可について御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、令和8年4月1日を予定しております。

廃止の理由でございますが、要項4に記載のとおり、本園は、幼保連携型認定こども園としての認可を受け、令和8年4月1日に開園する予定であることから、幼稚園としての廃止認可を行うものでございます。

設置者は学校法人松徳学園、園長は曾木百合子氏でございます。

園児の処置でございますが、認可予定の幼保連携型認定こども園において、引き続き、教育・保育を実施する予定です。

教職員の措置でございますが、認可予定の幼保連携型認定こども園に転籍、または退職いたします。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項9から要項11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

御質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第9号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第10号は、如意輪幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第10号、如意輪幼稚園の廃止認可について御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、令和8年4月1日を予定しております。

廃止の理由でございますが、要項4に記載のとおり、本案は、幼保連携型認定こども園としての認可を受け、令和8年4月1日に開園する予定であることから、幼稚園としての廃止認可を行うものでございます。

設置者は学校法人如意輪学園、園長は沖悟氏でございます。

園児の処置でございますが、認可予定の幼保連携型認定こども園において、引き続き、教育・保育を実施する予定です。

教職員の処置でございますが、認可予定の幼保連携型認定こども園に転籍いたします。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項9から要項11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問ございませんでしょうか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第10号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、高等学校についての案件でございます。

議案第11号は、科学技術学園高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可についてでございます。

事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第11号について御説明いたします。

これは、学校法人科学技術学園が設置しております、科学技術学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域、課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から要項5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6を御覧ください。

1点目として、技能連携契約の締結及び解除に伴い、技能連携施設を変更いたします。

2点目として、技能連携施設の変更に伴い、通信制課程・普通科の収容定員を3,653名から3,497名へ変更いたします。

変更の時期については、要項7に記載のとおり、令和8年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙1「学則比較対照表」を御覧ください。

1点目の変更点について御説明いたします。

学則第5条の技能連携施設につきまして、1校を新たに追加し、3校を削除いたします。

具体的には、別紙2「学則比較対照表（別表）」を御覧ください。

新たな技能連携施設として「変更後」の表に「(8) 湘南芽吹高等専修学校」を追加いたします。

この学校は、学校法人科学技術学園が令和8年4月1日から新たに神奈川県に設置する高等専修学校です。

施設の概要につきましては、別紙3「通信制に係る施設の概要」に記載のとおりです。

なお、国の通知において、実施校の設置者が通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の意向を考慮すべきであることとされておりますが、設置先である神奈川県への意見照会の結果、技能連携施設の追加に支障はないとの回答をいただいております。

次に「変更前」の表の「(5) 国際自動車・ビューティ専門学校」「(9) 湘南芽吹高等学院」及び「(23) 専門学校 きくのファッションデザインカレッジ」の3校が、生徒募集を停止したことに伴い、技能連携契約を解除し、別表2から削除いたします。

別紙1「学則比較対照表」にお戻りください。

2点目の変更点について御説明いたします。

学則第6条1項につきまして、通信制課程・普通科の収容定員を3,653名から3,497名へ変更いたします。

高等学校通信教育規程では、施設の適正な管理という観点から、協力校などの通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めることとされております。

今回、技能連携施設を追加及び削除することに伴い、併せて総定員も変更するものです。

なお、湘南芽吹高等学院及び湘南芽吹高等専修学校につきましては、経過措置を取るものとし「変更後」の欄の表のとおり、令和10年度に完成する予定となっております。

変更点については以上です。

要項に戻りまして、備考欄には、設置認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第11号についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第11号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第12号は、東海大学付属望星高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第12号について御説明いたします。

これは、学校法人東海大学が設置しております、東海大学付属望星高等学校（広域の通信制課程）に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域、課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から要項5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6を御覧ください。

生成AIやデジタル教材等を活用したICT環境の充実を図るため、授業料を変更いたします。

変更の時期については、要項7に記載のとおり、令和9年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙1「学則比較対照表」を御覧ください。

学則第26条に定める学費のうち、授業料について、別紙1「学則比較対照表」に記載のとおり、金額を変更いたします。

変更点については以上です。

要項に戻りまして、備考欄には、設置認可年月日及び法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載してありますので、御参照ください。

以上、議案第12号についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

（委員了承）

○近藤会長 それでは、議案第12号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

それでは、これもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただきます。

次回開催は、4月20日、月曜日を予定しております。

ありがとうございます。

午後3時25分閉会